

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
12月1日  
(木曜日)

大津地区	橋本川	阿北地区	同一の単位とされ る集団の区域	行政単位区域		
				域	限	度をす べき皆伐面積
長門市	域び萩市(平 に限る。郡成 に阿武郡)上七 年三月五日以 前)阿武郡阿東 町	田萩市(平 川町、成十七 年三月五日以 前)阿武須佐 町及び福栄村 の区域に限 る。郡成十 八年三月五日 にあける萩市 区並	田萩市(平 川町、成十七 年三月五日以 前)阿武須佐 町及び福栄村 の区域に限 る。郡成十 八年三月五日 にあける萩市 区並	行政単位区域	限	度をす べき皆伐面積
三一一・五		八〇九・二六	一一・四四	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)
一一八・九七		一一〇・四八	一六一・四四	水源 安 林 かん 養 保	土砂 保 安 林 流出 防 備	許可をす べき皆伐面積

山口県告示第六百三十九号

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十七年十二月一日

山口県知事  
二井関成

二 魚つき保安林

平成十七年十一月一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円(送料共)